

164  
301

長森小松嬢著述

# 身禊大祓講義

全

014638-000-1

特15-974

身禊詞講義

長森 小松 / 著

M27

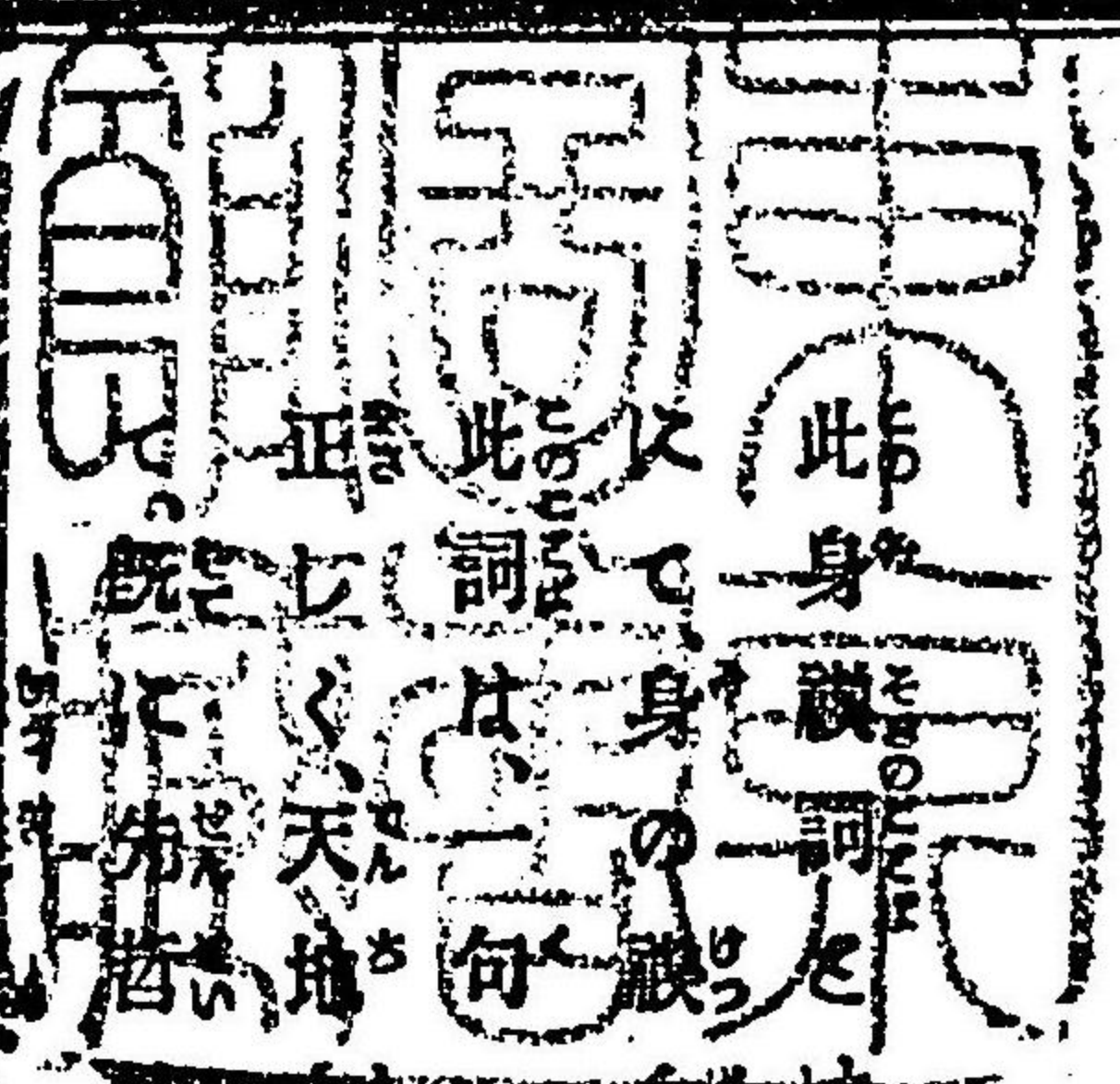
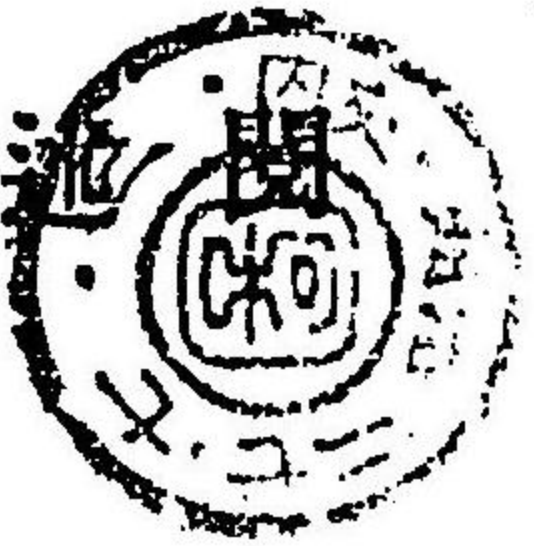
ABB-1069





○身禊詞講義

若生 良亮  
長森 小松



此身禊詞とは、神に申す詞の意にて、ミソキは身禊の義  
にて、身の禊を神に誓て申すの意なり、さて  
此詞は、一句の間に、無量道理の、含み包まれて、是ぞ  
自然の言にして、自ら萬物の理に鑑ふる者に  
等々の定説ある所、今更に贅せず

りまじへて購述せるものなれど、其の引用の書名など  
は畧きて記さるべ

高天原爾神留坐須

たかまのはら、はたか天のはら、と云



ふを、約めて、たかまのはら、とはいへり、そは何故にと云ふに、まの韻には自ら、マアのアの韻あればなり、原とは、何にても空漠にして平坦ある所を、指ていふ、たとへば野原と云ふも其の意に同じ、謂ゆる天の蒼々たる所を指して原とは云へり、亦一説に高天の原の原はハルカ、の意なりと云ふ説あれと尙考ふべし、○神ツマリマスとは其の高天原、即ち上天には神か止まり座ますと云ふ義なり、何にても物の止まりてある事を、ゆきつまるとも云ふことあり其の義に同じ即ち其神魂の世界八紘に充滿らせ給ふ由なり

神漏岐神漏美能命以氏

神呂伎とは神の御祖の男神と申すこと也、神呂美とは神の御祖の女神と申すことにて即ち八百萬神等の御祖の神なり、命以氏とは其の御祖の

神の御言のり、を以てと云ふ義なり、ミコトは御言にして其の祖神の仰せと云ふに同じ、さて此神呂岐神呂美は、古語拾遺の註に、神呂岐命は高皇産靈神、神呂美命は神皇産靈神を申すと云へり、此神等は、即ち天地萬物を生なし給ふ産靈の大神にして、伊弉諾伊弉册諸神等の顯れましたるも、皆此の大神の奇なる御徳に因れり

皇御祖神伊弉諾命

皇御祖神とは、吾々人間の御祖の神

といふ義なり、伊弉諾命とは、物を誘ひくゝて和合せしめて萬物を産し基を成し給ふ神にしあれば、御祖の神とは稱ふるなり

筑紫能日向能橘能小戸能阿波岐原爾

とは今も筑紫

後なと云ふ國々なるか、昔は九州の國々を指して筑紫とは云へり、其筑紫の中の、日向國の橘と云ふ所の小門の



阿萩原に、と云ふ意なり、故に小戸は、小水門のある川邊に、阿萩と云ふ萩の澤山に、生へてある原なるを以て、アハキ原とは云へり

御禊祓比給布時爾生坐留祓戸能大神等

とは伊弉諾命

か小門の阿萩原に於て、御身の穢れを禊祓ひ給ふ時に、と云ふことにて、ソ、キ、ハラヒとは、何物にまれば垢の着たる物或は穢れ物などを、ソ、キ洗ふとか、ソ、キ拂ふとも云へる意と同じ、生坐る祓戸の大神等、とは其伊弉諾命か、川の中に下給ひて御身の穢れを、祓ひ給ふ時に、瓊織比咩神、速秋津比咩神、氣吹戸主神、佐須良比咩神の四柱の神か顯れ給ひて、其罪穢を悉く退け失ひ給ひし、奇なる尊とさ神なるを以て、之れを祓戸四柱の神と云へり、又祓戸の大神とも云ふなり、故に祓戸とは祓ひ所の義なり、戸は所の意と

知るへし

諸能枉事罪穢乎祓比賜閉清米給閉登申須事能由乎天津神國津神

諸の枉事云々とは、人間の病苦災難一切を含みて云ふこととなり、罪とは本ツ、ミの約言にして、ツ、ムとも云へり故にツミは、ツ、ムの義にしてツ、ムとは、何事にまれ惡き事のあるを、ツ、ムの意にして、たとへば己れの飢たる時、何の心もなく吾子の物を、とり食ふ事などあり、之れ等は只己か腹の飢たるまゝ物の欲い、と云ふ一念の及ぶ事なれど、子を養育する事、親の義務なり況や一旦物を子に遣したる上は、其物即ち子の物なり、然るを親なればとて之を奪ふて己か食ふとは、正しき事にあらざかし、何となるに己か腹の飢たるまゝに他の物を見て欲い、と云ふ慾



念なればなり、之れを大にすれば、社會の人の所持する物を  
 をも、欲いのまゝにせば奪はざるもはかりがたし、又戒め  
 ざるべけんや、慎まざるべけんや、然れども人慾なきはな  
 し、故に此慾積りて遂に善惡を判斷する力を失ひ、知らず  
 識らば邪しまなること心に充滿て、初て己か心にて己か  
 心の善惡を、知認ること能ざるに、至るものあり、實に恐る  
 へきは凡て慾の初めにあり、故に此の諸の枉事罪穢を大  
 神等の御徳を以て悉く祓ひ給ひて、清き明き臆白なる身  
 に成しめ賜へと神々に誓願を申上ることなり、天神は上  
 天に坐ます神を云ふ、國神とは其天津神に對ひて申すこ  
 とにて即ち國土の方に坐ます神を云ふ

**八百萬能神等共爾天能斑馬能耳振立氏聞食世止恐美**  
**恐美申須**

ヤホヨロツは、彌多の義にして數多なる神々と申す意な  
 り、數を八百萬と限ることにはあらずと心得べし、天の斑  
 馬とは、上天の國に在る馬にして、其馬の毛に斑のある毛  
 色のかはりたる馬にて、俗に云ふ栗毛の馬と云ふ様な、白  
 毛に黒毛の斑ある馬を云ふあり、馬は獸類中の陽獸にし  
 て殊に耳はやき獸なる故に耳振立てと云、吾人の心に邪  
 まなく、明き心にして臆白なる身に成給ふことを、天地の  
 神々御聞届けあれと、をそれなから申すと云ふ意なり、故  
 に馬の耳振立て云々とは聞食せと、申す枕詞にて、言のあ  
 やなり



# ○大祓詞講義

若生良亮 閱  
長森小松 述

此大祓詞とは、上古伊弉諾命黃泉國に到りませる穢れを祓ひ清め給はんとして筑紫の日向國橘の阿波岐原にて御饗祓ひ給ひし事、次に須佐之男命天津罪を犯し給ひし時、諸神等相議りて須佐之男命に祓物を科せて、その罪を贖、祓はしめ給ひし事、此二事に因て祓ひの起原とはなる、さて此大祓詞は延喜式といふ書本の中にある祝詞式の内に毎年六月十二月の晦の日に朝廷に仕へ奉る百官諸臣の人等、悉く朱雀門に集りて、各その過犯せる罪穢を祓ひ清むる神事あるを以て、大祓とは云

はれたりとあり、されは此大祓といふは、一人一己の祓ひにはあらずして、廣く諸人の過犯せる罪穢を祓ふ由の名なり、又この大祓に恒例臨時の區別あり、恒例とは毎年六月十二月の二度に執行して、其年中の罪穢を祓ひ清むる事、臨時とは其定月に拘はらせ、何時にても罪穢のある時にのぞみて行ふものなり、されば此大祓の神事は朝廷の御儀式に則りて行ふものなれば、忽諸にし給ふ勿れ

## 高天原爾神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命以氏

皇親とは、皇吾睦の義にして、皇は統の義也、即ち天下國家を統御め給ふの意なり、故に天照皇大神の皇と云ふも、又天皇と云ふも、又我日本を皇國と云ふ、皇も皆その意なり、何故かく云ふにと申すも、畏こけれと吾國の天皇は、天照



大御神の神裔にして、此國の主とならせ給ふことは、遠く  
天地開闢の時に胚胎して天上高天原に於て今世天皇の  
皇祖、皇御孫命に此國土を事依志給ひし御儀にして、世界  
萬國に冠たる國體の尊嚴なることは吾國の皇典を窺ひ  
たる者ぞ知らん、されば皇親とは、吾天皇の御先祖は、高天  
原に座まし給ふ天津神の親み睦く爲し給ふの義也、神呂  
岐神呂美は前に云へる如く、神の御祖の男神、神の御祖の  
女神と云ふことなるか、此大祓に申す所は皇御孫命の高  
天原より此國に天降給ひし事を稱へ奉るに因て考ふる  
に、前の身談詞の條とは其詞同して義理異なる所あり、故  
にこの神呂岐神呂美は天照大御神、高皇產靈神を指し  
て稱へ申す義と心得へし、命以氏は其天照大神、高皇產靈  
神の御言を以ての義也、

八百萬神等乎神集爾集賜比神議爾議賜氏

前に云へる神呂岐神呂美二神の命を以て、八百萬神等を  
天の安の川原に喚集め賜ひしことと云ふ、ツトヘニツト  
へとは、喚招くに隨て寄集るの義なり、神ハカリニハカリ  
とは、多くの神等か御協議を爲し給ふ義也、さて茲の神ツ  
トヘニツトヘニツトハカリニハカリ賜ふ事は前に云へる  
皇御孫命を、此國の主と爲して天降りますに附き、此國に  
在る神等に其由を申論し給ふ爲に誰の神を使に遣はし  
ては宜かるべきやと、御協議の上建御雷神、經都主神の二  
神を御撰定給ひて天降り給ひし建御雷神は常陸國鹿嶋  
郡に鎮座して鹿嶋神社と稱ふ今は官幣大社となれり、又經  
都主神は下總國香取郡に鎮座して香取神社と稱へ今は官  
幣大社なり



我皇御孫命波

我皇とは我國を統御し給ふ天皇と申す義なり、皇は前にも云へる如く、天下をスベク、ルの義にして聞たるか如し、御孫命とは大御神の御眞子と申す義なり、故に皇御孫命と申すことは、大御神の御眞子と申すことにて、其御名にはあらざ、其御名は天津日高彦番邇々彥命と稱へ奉るなり

豐葦原能水穗能國乎安國止平久所知食止事依志奉支

豐葦原の水穂の國とは日本國を云ふ、上古此國の周圍海邊に葦か生ひ茂りてあるを、上天より之を見給ふに恰も葦原の中に國か在る故に葦原の中國とも云へり、水穂の國とは稻の善く生る國と云ふ義にして、水穂の水は瑞の字に當りて、瑞はミツクシイ、と云ふ意にして、國土の肥

饒たる豐かなる義也、穂とは稻の穂を指して申すことにて、即ち穂は、稻なり、豊とは、何物にまれ不足なく足り備はりて充分なる國と云ふ意なり、故に吾國の米は天下に第一の上位を占めて、今世に至るまでも、かはらざる所を以て見るも明かなり、其他國産とする物及び美術の進歩天然の氣候に至るまで其優美なる事を枚擧するに遑あらず、然るを今世の人此尊むべき神國の所以を知らざ、何れも彼も外國に満心を傾け甚しきは吾國を野蠻呼はる者ありとは、何ぞや此水穂國に生れ出で、水穂の米を食ひながら此尊とき神理を知らざ、殊に皇御孫命の天皇を上に戴き、皇統連綿として今世の今上天皇に至る其國體の尊嚴なる凡そ地球廣しと雖も、萬國多しと雖も亦比ぶべき所なし、嗚呼難有吾々神民にして上古の世より忠孝慈愛



人倫の道曰はき願らざして自然の人情温厚なる斯の如  
 き國亦何處にやあらん然るを近來外國崇拜の者出てよ  
 り頓に人情浮薄に流れ殆んど古來の元氣朽なんとする  
 其身屈なる根性の起原は外國崇拜と云ふ僻者より出る  
 處なり之を要するに竟畢吾國に生れなから吾國の古書  
 を見るの眼力なきに由らざんばあらざらぬ勵めざるべけん  
 やくく、安國ト平ク所知食ト事依シ奉キとは泰平の  
 世と治め給ひて此國を皇御孫命に御任せ申したるどの  
 意なり、コトヨサシは言寄の義にて何事にまれ物を御任  
 せ申すの義にして、人に上るものにて、或は神社に獻上  
 する物にて寄進とか又寄附とも云へる事と其意同じ  
 如此依志奉志國能中爾荒振神等乎神問志爾問志賜比  
 神掃爾拂賜比氏

カクヨサシとは箇椽にと云ふ義にして前の依志奉支と  
 云ふ文に續けて云ふことにて、コトヨサシの義は聞えた  
 るか如し、國の中に荒振神等とは此國の中に反逆不順の  
 者どもと云ふ意なり、皇御孫命の詔に背きて良民を害し  
 たる、荒亂るる神等を糺問して悪き者を征し、或は追捕は  
 れたる事を申すことなり

語問志磐根樹立草能垣葉乎母語止氏

コトトヒ、は言問の義にして言葉を發し問ふの意なり、磐  
 根、は石類の事を云ふ、樹立、は木類の事を云ふ、木は凡て天  
 と地との間に立てある物なる故にしか云ふなり、草の垣  
 葉、とは草の片葉の義にして、石や草木に至るまで云ふ  
 意なり、さて此一段の意は、凡て世の中の亂るると云ふこ  
 とは、もと風の吹起て、土砂塵芥を飛散することより、草木



の枝葉が荒れてその音高く響々たる音する様をたどへて  
申すことあり、故に此文意は前の荒振る神等云々とある  
所より、文を受けて云ふことなれば其意にて見るべし、され  
ばこゝは今まで荒に荒亂れたる世の中も、靜に治まりて  
石や木の葉や草の片葉に至るまで、音を止て靜かに治ま  
りたると云ふ意なり

天能磐座放天能八重雲乎伊頭能千別爾千別氏

天の磐座は皇御孫命の上天に座したる所の御座と云ふ  
ことあり、今も天皇の座ます御所を御座とも又は高御座  
ども申して、凡人の犯すへからざる御座なるが故に磐座  
とは云ふなり、謂ゆる御位の尊嚴なるを稱する義なり、磐  
は其堅固なる意にて動ざる義也、放ちてとは離れての義  
にして、其御座を離れ給ひし意なり、天の八重雲は天の彌

天降依佐志奉伎

多雲の義は、上天と此國との間には多くの雲がある  
云ふことなり、謂ゆる群雲なる云ふも同じ、予ヨキは  
ワキテ、とは道別は道別の義にて、予は道なり、ワキは  
分ける、とか又押分ける、とも云ふことにて、ワキは御  
授別は押分ける、との意味なり、伊頭とは、秘藏の義にて  
皇御孫命の上天の御座を離れ立せ給ひて前後には御供  
の神々の合従ひ、稜威等と云ふ天の八重雲の雲路を踏別  
給ひて、此國に天降り給ふことを稱へ申すことなり、故に  
予ヨキニ予ヨキテ、とは天國と此大地との間には往來す  
へき道あり、其道を踏別給ひし事を申すものあり、  
天降依佐志奉伎

此國土之皇御孫命に奉し奉りたると云ふ義也、  
天降依佐志奉伎



此時代は紀元以前の事に於て、此時天降給ひし所は、筑紫の日向國高千穂の久志布流嶽なり、其後數百年を経過し神武天皇の御宇に於て初めて、大和國に都を定給ひし事なり、さればこゝ迄の文は皇御孫命の天降給ひしことを述べ、これより以下は神武天皇の御宇の事を云なるべし如依左志奉志四方能國能中止大倭日高見能國乎安國止定奉氏

カクヨサシ奉シ、とは前の文意を受けて申すことなり、その意味は箇條に國を天皇が治め給ひしと云ふ義也、四方の國の中止、とは國の真中と云義にして、其真中に當る所大和國を指して云へるなり、日高見の國、とは即ち大和國の事に於て、山高くして廣き平らかなる地を云ふ、謂ゆる見晴らしの好き地あり、山と空との間遠ければ、日も高く

見ゆるなれば、日高見とは云へるなり、故にこゝは神武天皇初めて大和國橿原に都を此時に定給ひしことを云ふなり  
 下都磐根爾宮柱太敷立高天原爾千木高知氏

下都磐根に宮柱太敷立、とは天皇の宮城を築き給ふに就き、地を深く掘り太き柱木を以て突き固めたる様を云ふことにて、謂ゆる地の底に在る石の根まで突き固め其堅固なる地盤の上に、太柱を建て宮を作りたることを云へり高天原に千木高知て、とは其建築したる御宮の高くしてその屋根棟の上に指交ひに組て揚げたる木を千木といへる木にて、今も神社宮の屋根棟には必き揚げて在るものなり、されば御宮の高き屋根棟の上に揚げたる千木の高く出で、高天原にも知らるゝばかりなりと云ふが



如くなり  
皇御孫命能瑞能御舍仕奉氏天能御蔭日能御蔭止隱座  
氏安國止安氣久所知食牟

皇御孫命の解は前に云へり、ミツノミアラカ、ミツは瑞の  
義也、ミアラカは御在家の義にて、皇御孫命の御殿の莊殿  
なることを申す、ミツは瑞にて、ミツ／＼シク、又ミツ／＼  
シイ、とも云へることにて、其御殿の莊殿なるを稱へたる  
なり、ミアラカとは御在家の義にして、天皇の坐ます御殿  
を云ふ、天ノミカケ、日ノミカケ、とは天皇の御殿の屋は、天  
を蔽ひ、日を蔽ひて、御殿内奥深く坐ますことを、形容して  
天ノミカケ、日ノミカケト、カクレマシテ、と云ふあり、そは  
御殿内は日の蔭になればまた、天の蔭けにもなりて、蔭る  
意也

如此所知食須國能中爾成出牟天能益人等我過犯氣牟  
雜々罪事波

カクシロシメス、とは前の文をつゞけて云ふことにて、箇  
様に國家を治め給ふ事と云ふ義也、國中に成出む、とは國  
中に生れ出るの義也、成出むの成は生の字に當て、凡ての  
物の生れ出る事を、桃がなる、粟がなる、稻がなる、麥がなる  
と云へる意と同じなる、とは生る義と知るべし、天の益人  
とは上古神代の時伊弉諾伊弉册命、爭論給ふ時に、伊弉册  
命は、此世界に生る人を一日に必ち千人死べしと云れた  
る時、伊弉諾命之に答給ふに、然ば吾一日に必ち千五百人  
を此世界に産ますべしと申されたるに因りて必ち死人  
より生る人の多ければ、是を以て天の益人とは云ふ也、さ  
てこの文意は、此世界に生れ出る天の益人等が、過ち犯



す事の多くあると云へる意なり、此過ち犯したるものは即ち、罪穢の類なり

天津罪止波、畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剝、逆剝、尿戸

天津罪は上天に於て、須佐之男命が犯したる罪にて、之を天津罪と云ふ之即ち畔放以下七罪なり、世界の人が今之に類する事を犯したらんには、之を天津罪とは云ふものなり、畔放は田の畔を毀ちたるを云ふ、畔とは田と田の間に土を高く盛て境としたるもの也、そは狼りに他より水の浸入を防ぐ、又その田に在る水は他に狼りに洩ぬ用意の爲に拵たる畔を毀ちたる事、溝埋は溝を埋たる事にて溝は田の要水を平均にする爲に溝を掘りて、水の多い時は田の中の水あるひは他の悪水などを流し爲に掘たる溝を、態と埋たる罪なり、樋放は田には水を要するものにて沼或

は、河などより田の中へ水を入る爲に設置たる樋を態と毀ち放たる事を云ふ、頻蒔は、農夫が一度種を蒔たる所に又重て種を蒔つけたる事を云ふ、串刺は、田の中へ竹串を刺埋置て、農夫が田の中へ入ると足に傷を負しめて害する事なり、生剝、逆剝とは、生たる馬の皮を、尻より頭へ逆さまに皮を剝たる事、尿戸は、爲すべからざる所に狼りに尿をひり散したる罪、以上八罪は天津罪と云

許々、太久能罪乎、天津罪止法、別氏、國津罪止波、生膚斷

- 死膚斷
- 白人
- 胡久美
- 川入
- 火燒
- 己母犯罪
- 己子犯罪
- 母與子犯罪
- 子與母犯罪
- 畜犯罪
- 昆蟲能
- 災
- 高津神能災
- 高津鳥能災
- 畜仆志
- 蟲物爲罪
- 許々
- 太久能罪出牟



コヨクノ罪は、數多の罪と云ふことにて、若干の義なり  
天津罪と法別て、ば前の天津罪と跡の國律罪とを云別て  
の意なり、故に法は、宜の字にて、のり聞かず、義也、即ち祝詞  
の祝と其意同じ、國律罪は、天津罪に對て、云ふことにて、即  
ち國人の元より犯たる意なり、生膚斷、死膚斷とは、生れた人  
にまれ、死人にまれ人の體に傷を負せ、或は斬殺したる事  
を云ふものにして、凡て體を斬、或は傷を負せたる事は、斷  
るの義也、太刀も斷の義にて、物を截の意と知るべし、白人  
は、俗に白子とも云ふ者にて、人の肉色も白く、毛髮に至る  
まで、悉く色の白き人を云ふ、胡久美は、寄肉の義にて、通當  
の體肉より多い處の肉が在る者にて、即ちコクミは、瘡の  
類を云ふ、川入は、川、陷の義にて、川などは、身投する類を  
云ふ、火燒とは、字の如く、火を燒く事とする類にて、凡て物を燒く

火にあらざれば、燒ことならぬゆへ、火燒とは、云はれたる  
なり、ホとは、火の古言あり、己母犯罪は、己れが母と子と姦  
淫したるを云ふ、己子犯罪は、之れも上に云へる如く、姦淫  
したるを云ふ、之を二ツに云ふことは、自他の別あり、母よ  
り犯したると、子より犯したるとの區別を云ふなり、次に  
母與子犯罪は、先づ一人の女に娶ひて、その後、其女が産た  
る女子を又姦淫したることを云ふ、子與母犯罪は、先きに  
は、一人の女に娶ひその後、又その女の母を姦淫したる事  
を云ふ、畜犯罪は、人家に畜ふ所の牛馬鶏犬等を姦するを  
いふ、昆蟲の災は、蟲は多く地をハフものなるゆへ、昆蟲と  
はいふ、此蟲の爲に災を受る事あり、蚊、蟻、蛇の如き毒蟲の  
爲に害さるるをいふ、次に高津神の災とは、謂ゆる天狗の  
如き空中を飛ゆくものに、搦み去られたる類、或は雷に打



れて人畜草木の害を受る等にて之を高津神の災とは云ふ、高津鳥の災とは、鷲あどが人家の物をさらひ、或は鷲の如きものは小兒を擲み去る事も往々ある事なり、鳥は凡て空中高く飛ゆくものゆへ高津鳥の災とは云ふ、畜仆志とは、一種の術を行ふものにて、人家に畜る牛馬などを斃すことにて、往々ある事なり、之は其畜主に何か遺恨のある者が爲す術にして、仆は、合斃の義也、次に蠱物爲罪は、之も一種の術にして、即蠱物の術と云ふ、之は人に恨みありて、恨む人を呪ひ咀ふ術をする罪なり、さて大祓を行ふに附上に述る所の數多の罪が出るに因て之を悉く祓ひ遣の神事を行ふものなり、さて天津罪國津罪と云ふ十九罪の事を罪と稱たることを疑ふ人の爲に云はん、ツミは、もどツ、ミの約言にして、ツ、ムともいへり故にツミは、ツ、

ムの義にして、包とは、何事にまれ惡き事のあるをツ、ムの意にして、凡て身に就ての事をいふ也、故にツミとは其行ひの惡き事のみ申すにあらせして疾病或は諸の災難等、凡て人の惡みさらふ事は皆ツミと云ふべき也

如此出波天津宮事以氏○大中臣天津金木乎本打切末打斷氏○千座置座爾置足波志氏○天津菅曾乎本刈斷末刈切氏八針爾取辟氏

天津宮事は、元高天原なる天照大御神の大宮に於て行はせらるる御儀式を云ふものなり、大中臣は、神事を掌る職をいふ、中臣は、中取持の義也、神と君との間を執持て程よく治る事にて、即ち中庸を得るの意なり、こは上古天照大御神が天の石屋に御幽居遊ばされたる時、八百萬神等の



御依頼にて天兒屋命其天石屋戸の前に進て御説を申上  
 て、天照大御神の御還幸遊されたるより其天兒屋命の後  
 裔其職を拜命して中臣の職とはいへり、天津金木は、天上  
 に在る小木をいふ、小木を金木と云ふは古言なり、本打切  
 未打斷氏とは、その金木の本と未とを切捨て中間のよき  
 所を探て、千座の置座を造る爲に金木を切て用ゆる事を  
 いへり、置座とは、大祓を行ふに、附人々の犯したる罪穢の  
 祓物を、のする臺を置座とは云ふなり、千座は、其祓物をの  
 せたる臺の数の多いことにて千座とは云ふ、天津菅曾は  
 上天に在る菅を云ふ、曾とは、菅を細く割たるを曾と云ふ  
 なり、本打切未打切とは、菅の本末を切捨て中間のよきと  
 ころを用ゆる也、八針爾取辟氏は、其切たる菅を針めて細  
 かに割たるをいふものなり、さて此割たる菅は大祓に用

天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮

ゆる祓物に代用するもの也  
 天津祝詞の太祝詞は、即ち大祓の詞を指たるなり、宣禮は  
 皇祖天神が宣禮よと皇御孫命に教へ悟し給ふ意なり  
 如此乃良婆天津神波天能磐門乎押披氏天能八重雲乎  
 伊頭乃千別爾千別氏所聞食牟

かくのらば云々とは、箇様に天津祝詞を申したならば天  
 津神は天の磐門を押開てとは、高天原に座す神の宮殿の  
 御門の扉を開ての意也、磐門の磐は其御門の堅固なるを  
 稱して云ふ意なり、天の八重雲とは、彌多雲の義にて前に  
 云へり、伊頭の千別に千別て、とは伊頭は、稜威の義也、千別  
 とは、千は道なり、別は道踏別ての、別にして之も前にいへ  
 り、さて茲の意味は如此、天津祝詞の太祝詞事を宣禮ば、天



津神は天の磐門を押抜きて、天降に成て我々大祓の神事を  
を行ふ事を、聞こしめさるゝと云ふ義也

國津神波高山能末短山能末爾上座氏○高山乃伊穗理  
短山能伊穗理乎撥別氏所聞食牟

國津神とは、天津神に對て申すなり、即ち此國土の方に座  
ます神也、高山の末短山の末とは、唯山々の巔を指て云ふ  
ことなり、伊穗理とは、雲霧の義也、イホリは、俗煙をイブル  
或はクスブルなとゞもいへる意にをなじ、即ちものゝ膝  
廳として明ならぬ義にて、イホリは霧雲を指ていへり、撥  
別てとは其山々に群がる雲霧を撥別て、諸の國津神等も  
山々に登て天津神と共に此天津祝詞太祝詞事を聞こし  
召るゝと云ふ意なり

如此所聞食氏波○皇御孫命乃朝廷乎始氏天下四方乃

國爾波罪止云布罪波不在止○科戸能風能天能八重雲  
乎吹放事能如久

かくきこしめし云々は、前の文を續けて見るべし、朝廷を  
始て云々は、内裏を始として天下四方國には罪と云ふ罪  
の限りは、一も殘らむ風の吹て雲を散すが如く吹拂ふこ  
どのやうにと云る意なり、科戸の風と云ふは、風は級長彦  
級長比咩神の掌り給ふ故に科戸の風とは云なり

朝之御霧夕之御霧乎朝風夕風之吹掃事之如久大津邊  
爾居大船乎舳解放艦解放氏大海原爾押放事之如久

朝の御霧夕の御霧とは、朝夕に起る霧と云義なり、御霧の  
ミは、眞と云ふ字に當て何物にまれ、物を賞て云ふ事なり  
又其物を強くおさへて云時にもつく事にて、こゝは謂ゆ  
る朝夕に起る霧の深さを指て云ことなれば深き霧の意



なり、朝風夕風の吹掃事の如くとは、朝夕に吹風の烈き爲に、大湊に在る船のとも綱を解放して沖の方遠く流去て其船の行衛も知ぬ如くに罪穢も祓ひ去ると云ふ意なり故に大津邊は、船の泊る大湊の事を云ふあり、舳解放舳解放は大船の舳を繋ぎ留る綱を解放つゝの義と知るべし

彼方之繁木我本乎燒鎌能敏鎌以氏打掃事之如久遺罪波不在止祓賜比清米賜布事乎

さて此一段の意を込めてとくべし、向ふの方に繁たる林の木をば、よく利る鎌を以て切拂ひたる如く、遺る罪を悉く拂ひ賜ひて清き身になさしめ給ふと云ふ意なり、燒鎌とは、凡て刃をつくるには燒てつくる物ゆへに燒鎌といふなり

高山之末短山之末與利佐久那太理爾落多支都速川爾

坐須瀨織津比咩止云神

山々の谷より落る水の速き瀨に座す瀨織津比咩と云神と云義也、サクナタリの、サクは谷の事也、ナタリは山々の谷より、なたらか落る水と云義也、多支都は山より落る水の勢ひ、たさるの義にて、熱湯等の沸騰するを、たさるとも云ふその意なり、瀨織津比咩神の御名義は、瀨下の義にして前に云る伊弉諾命小門の穂原の川に下たる時に顯生る神ゆへ瀨下津とは稱へ申す也

大海原爾持出奈牟如此持出往婆荒鹽能鹽之八百道之八鹽道之鹽之八百會爾坐須速開津比咩止云神

大海原爾云々は、諸人の罪穢をば大海原に持出して潮の流るゝと共に一所に海底へ巻込て沈没せしむると云意なり、荒鹽は、荒潮の義也、鹽の八百道の八鹽とは、彌多



の潮道の義也鹽の八百會とは四方の潮道より多くの潮  
 か流来て一所に集り合ふて、海底へ巻込む所なるへし、其  
 所に座す神を、速開津比咩神と云神なり、トイフは物を解  
 釋する意の語にして軽く見べからむ、皇祖天神の皇御孫  
 命に教悟し給ふ由なり、さて此神は水戸神にして、速は其  
 御徳の著しき尊稱也、開は明にて伊弉諾命御身祓により  
 て、清まりたる時に生ませる由の御名なり  
 持可々吞氏牟如此可々吞氏波氣吹戸爾坐須氣吹戸主  
 止云神根國底國爾氣吹放氏牟  
 持可々吞氏牟の持は發語あり、可々吞てむとは、水を呑音  
 にて俗にガブく飲と云に同じ、氣吹戸は諸の罪穢を祓  
 ひやり給ふ限を云ふ、故に戸は處の義也、氣吹戸主神は、氣  
 吹戸を主どり給ふ由の御名なり、根國底國は、この大地の

根の底につき居國なる故かく云なり、さて此文意は尙深  
 き意味のある事にて尙悉しくは教師に就て知るべし、こ  
 の講義はもとより簡易を主とするゆへ、大體の意味を解  
 知る事を目的とするもの故先一を知て二を推し量る階  
 梯なりと知るべし  
 如此氣吹放氏婆根國底國爾坐須速佐須良比咩止云神  
 持佐須良比失氏牟如此失氏波○自今日始氏罪止云罪  
 波不在止祓賜比清米賜事乎所聞食止申須  
 此如は、前を引受て茲に申す意にて、氣吹放は、氣を以て吹  
 放ちやることを云なり、速佐須良比咩神は、氣吹放やりた  
 る諸の枉事罪穢を悉く、さすらひ失はしめ給ふ神と云ふ  
 義也、この神は根國底國に座まし給ふ神にして根國底國  
 とは即ち黃泉國を云ふ、元來諸の枉事罪穢は其黃泉國よ



り起來事にして佛敎などにて説ふ地獄など申す事も  
 謂ゆる黄泉國を譬たるものにぞありかし、さて其福事罰  
 穢を、本國へ歸しやるに附瀬織津比咩神より段々にその  
 受もちの神々が次第に送り遣て佐須良比咩神悉く其罪  
 穢を黄泉國に歸して世の人々を初め國土まで清く明か  
 に成て再び禍事罪穢の起らぬやう邪まなき清淨の心を  
 以て神々に誓ひ今も往前も御守護成下さいと御願ひ申  
 す意なりあなかしこ

明治廿七年六月廿三日印刷

明治廿七年六月廿七日發行

定價拾錢

著述者

長森小松

兵庫縣神戸市荒田村百四拾壹番邸

發行兼印刷者

酒井庄七

兵庫縣神戸市下山手通三丁目四拾壹番邸

印刷所

金子印刷所活版部

兵庫縣神戸市下山手通六丁目九十八番邸



